

保護者の皆様へ

就学前の障害児通所支援の利用者負担の多子軽減措置について

兄または姉が保育所等に通園・通所している場合、障害児通所支援（黄色の受給者証）を利用している児童に係る負担額が軽減されます。

（※元々の負担上限月額によっては、軽減されない場合もございます。）

1 軽減の対象となる利用者・サービスと軽減額

軽減要件：就学前の児童が、下記障害児通所支援を利用し、その兄・姉が保育所等に通っていること。

（１）軽減対象利用者（就学前に限る）

障害児通所支援	軽減額	
児童発達支援 医療型児童発達支援（※1） 保育所等訪問支援	第2子の 場合	障害児通所支援に係る費用総額の100分の5と所得区分ごとの従来の負担上限月額を比較し、低い方を負担額とします。（※2）
	第3子以降	0円とします。

※1 医療に係る部分の利用者負担は除きます。

※2 軽減額は、利用したサービスの費用総額によって変わります。（軽減されない場合もあります。）

（２）軽減対象利用者の兄・姉（就学前に限る）

保育所等	軽減額
保育所・幼稚園 認定こども園 特別支援学校幼稚部 情緒障害児短期治療施設 障害児通所支援	

2 提出書類及び申し込みの手続きについて

各区高齢障害支援課へ下記の通り申請書等を提出してください。

兄・姉の通い先	提出書類	申し込み手続き
保育所・障害児通所支援の場合	申請書	各区高齢障害支援課へ提出してください。
上記以外の場合	申請書・通園証明書	

3 利用料のお支払いについて

本来は、軽減後の金額をお支払いいただくこととなりますが、国のシステム改修が完了していないため、現時点では、**これまで通りの金額**で、一旦、事業所へお支払いください。

後日、差額を、千葉市から保護者の方へまとめてお支払（償還）いたします（口座振り込み）。お支払いの時期・手続き等については、再度お知らせいたしますので、どうぞ、それまで、**領収証**（黄色い受給者証を使ってご利用になった分）と**サービス提供証明書**の保管をお願いいたします。（国のシステム改修完了後は、軽減後の金額の支払いとなるため、手続きは必要ありません。）

＊サービス提供証明書は、事業所に作成をご依頼ください。

＊毎月の償還をご希望される方は、別途ご相談ください。

4 その他、障害福祉サービス等について

障害福祉サービス（青い受給者証）、地域生活支援事業（ピンクの受給者証）のご利用分については、軽減措置はございません。受給者証に表示されている通りの金額を、利用者負担上限月額とします。ただし、高額障害福祉サービス等給付費等の対象となり、千葉市からお支払（償還）できる場合がありますので、ご相談ください。

5 連絡先

千葉市役所 障害企画課 施設支援班	043-245-5174		
各区高齢障害支援課			
中央保健福祉センター	043-221-2152	花見川保健福祉センター	043-275-6462
稲毛保健福祉センター	043-284-6140	若葉保健福祉センター	043-233-8154
緑保健福祉センター	043-292-8150	美浜保健福祉センター	043-270-3154